

答 申 書

第 1 松山市文書法制審議会の結論

処分庁が、令和 6 年 1 月 3 0 日に 5 松（道河整）第 4 1 9 号及び 5 松（道河管）第 5 3 0 号でした保有個人情報を開示した決定は、妥当である。

第 2 審査請求の経緯

1 本件開示請求

審査請求人は、令和 6 年 1 月 1 6 日、処分庁に対し、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）第 7 7 条第 1 項の規定に基づき保有個人情報の開示の請求をした（乙第 1 号証及び乙第 2 号証）。

2 本件処分

処分庁は、令和 6 年 1 月 3 0 日、審査請求人に対し、法第 8 2 条第 1 項の規定に基づき、本件開示請求に係る保有個人情報を開示する決定をし、通知した（乙第 3 号証及び乙第 4 号証）。

3 本件審査請求

審査請求人は、令和 6 年 2 月 1 9 日、審査庁の松山市長に対し、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 8 6 号）第 2 条に基づき、本件処分を不服として本件審査請求をした。

4 松山市文書法制審議会への諮問

審査庁は、令和 6 年 5 月 1 5 日、本件審査請求を法第 1 0 5 条第 3 項で準用する同条第 1 項の規定に基づき当文書法制審議会に諮問し、当審議会の個人情報保護分科会は松山市文書法制審議会条例（平成 2 8 年松山市条例第 7 号）第 6 条第 1 項第 2 号の規定により本件審査請求を調査審議することとした。

第 3 本件開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政情報の名称又は内容

松山市〇〇〇〇、〇〇及び〇〇の土地売買契約書・図面・松山家庭裁

判所の調停調書

第4 本件処分の内容，理由

処分庁は，前記第2の2のとおり，本件開示請求に係る保有個人情報を開示する決定をした。

第5 審査請求人の主張の要旨

審査請求書及び令和6年5月8日付け反論書によれば，要するに，審査請求人の主張は次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

処分庁は，開示した松山家庭裁判所の調停調書（乙第5号証）とは別の調停調書を保有しているはずであり，当該別の調停調書の開示を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人が保有している調停調書と本件処分で処分庁が開示した調停調書を比較すると，正本であることを証明した書記官の氏名や押印の場所が異なっているから，処分庁が開示した調停調書の正本であることの証明は，別の調停調書が正本であることを証明したものである。したがって，これらは同一のものではなく，調停調書は2部作成されているはずである。

第6 処分庁の主張の要旨

弁明書によれば，処分庁の主張は次のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

(2) 弁明の理由

ア 処分庁が開示した調停調書は，処分庁が道路工事又は河川工事に必要となる土地の売買契約を締結するに当たり審査請求人が相続することを確認するための資料として取得したものであり，〇〇年（〇〇）第〇〇号遺産分割家事調停事件の調書の原本を裁判所書記

官〇〇が複写して平成元年10月26日付けで正本証明をしたものである。

イ 審査請求人は、処分庁が開示した調書と、自身が保有する調停調書を照合して、正本であることを証明した裁判所書記官の氏名や押印の場所が異なっているといった些事を理由にして処分庁が開示した調停調書は偽造されたものである、処分庁は開示した調停調書とは別の調停調書を保有していると述べる。

ウ この点については、特定の文書を複写して正本であることを証明した時期が異なるのであるから裁判所書記官の氏名や押印の場所が異なっても特段に不自然、不合理な点はなく、開示した調停調書の各頁には割印が押印されており一連の書類であることは明らかであり、部分的にも偽造と疑われる余地はない。また、処分庁が開示した調停調書と審査請求人が保有する上記イの調停調書は、同じ原本から複写されたものであるから、同一の内容である。

エ 上記のとおり、処分庁が開示した調停調書は審査請求人が保有する調停調書と同一のものであり、また処分庁は別に調停調書を保有していないから、審査請求人が求めるような別の調停調書を開示することはできない。

第7 審議の経過

当審議会の処理経過は次の表のとおりである。

年 月 日	経 過
令和6年5月15日	諮問書の受理
令和6年7月19日	第1回審議・調査
令和6年9月6日	第2回審議

第8 当審議会の判断

1 本件処分の内容

本件処分は、処分庁が、前記第3の保有個人情報を開示する決定をしたものである。

2 本件審査請求の争点

前記第5の審査請求人の主張及び第6の処分庁の主張によれば、本件審査請求の争点は、処分庁は開示した調停調書とは別の調停調書を保有しているかである。

3 争点についての判断

処分庁が本件処分で開示した調停調書とは別の調停調書を保有しているかについて判断する。

(1) 当審議会は、令和6年7月19日、このことを確認するため、処分庁に対して次の調査及び聞き取りをした。

(2) 調査は、処分庁により本件開示請求に係る書類を綴じた簿冊が特定・抽出されていたため、当審議会の個人情報保護分科会委員3名がその簿冊の全てを検分する方法により行った。

(3) 調査対象の簿冊は、松山市〇〇の買収に係る書類が綴じられている簿冊（〇〇年度 〇〇事業 公有財産購入費綴）及び〇〇の買収に係る書類が綴じられている簿冊（〇〇年度 〇〇 下水排水路費 公有財産購入費綴）であり、これらの簿冊には本件土地の売買契約書と図面のほか、本件処分で処分庁が開示した調停調書の原本が綴じられており、別の調停調書は綴じられていなかった。

(4) また、上記(3)の簿冊に綴じられている本件調停調書の各頁に押印されている割印は一致しており、一連の書類であることを確認した。

(5) 次に、処分庁の担当者に対して、開示した調停調書と審査請求人が保有する調停調書の相違点について説明を求めたところ、当該処分庁の担当者は次のとおり述べた。

ア 処分庁が開示した調停調書は、松山家庭裁判所書記官の〇〇が、調停調書に添付した別紙に押印をして平成元年10月26日付けで正本証明をしたものである。

イ 審査請求人が保有する調停調書は、同裁判所書記官の〇〇が、昭和49年6月12日の調停成立と同日付けで調停調書の空白部分に押印をして正本証明をしたものである。

ウ 以上のとおり、ア、イの調停調書は、それぞれ正本証明をした時

期が異なるのであるから、裁判所書記官の氏名や押印の場所が異な
っていても不自然、不合理な点はない。

(6) 以上の調査及び聞き取りの結果を踏まえ、当審議会は、処分庁が本
件処分で開示した調停調書は一連の書類であり、また開示した調停調
書と審査請求人が保有する調停調書は同じ原本から複製されたもの
であるから、処分庁が開示した調停調書は偽造されたものではないか
ら、処分庁は調停調書を別に保有していない、と判断する。

4 結論

以上のことから、処分庁が本件開示請求に係る保有個人情報を開示し
た本件処分は妥当である。

よって、第1 松山市文書法制審議会の結論のとおり答申する。

令和6年9月6日

松山市文書法制審議会個人情報保護分科会

委員 桐木 陽子

同 河野 康之

同 牧本 公明